

# 令和7年農作業標準賃金

適用期間：令和7年12月31日まで

本表は、普通の農地についての『標準額』ですので、地域・その他実情等を考慮し、この額を基準にして両者協議のうえ、お決めください。

## ●作業賃金（1日当たり） ※8時間労働、賄いなしを原則

区 分		金 額	超過時間給
水 田	田植、除草	7,700円	1,200円
	稲刈、脱穀	7,700円	1,200円
	水田作業全般	7,700円	1,200円
果 樹	剪定	11,500円	1,790円
	袋かけ、摘果	7,700円	1,200円
	収穫	7,700円	1,200円
畑作全般		7,700円	1,200円

※令和6年10月5日より県最低賃金が953円/hとなったことを基準とする。

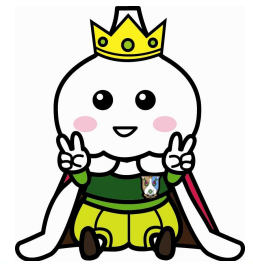
## ●作業機械（10aあたり） ※賄いなしを原則

区 分		金 額
水 田	耕起	5,500円
	代かき	6,000円
	田植機(苗別)	6,000円
	コンバイン(紐別)	14,500円
	育苗箱(1枚)	500円
	畔塗り(1m)	30円
畑	耕起	5,500円
草 地	牧草刈取	2,500円
	反転1回	2,000円
	集草	2,000円
畑作業全般		5,500円

○区画整理田を標準とする。

○機械にはオペレーター等1人付き。

○金額は、消費税を含む。



資源ごみ  
雑紙収集